

岡崎商工会議所は「経営革新等支援機関」の認定を受けました。中小企業の皆さまは、この認定機関の支援を受けると下記に掲載の「補助金」「低利融資」「信用保証料の減免」などの新たな施策をご利用いただけます。これらをご検討の方は、是非この機会にお問い合わせくださるよう、ご案内申し上げます。



経営革新等支援機関としてさらに強かにサポートして参ります。

ご利用のご案内

補助金

◎小規模事業者活性化補助金

【対象】 常時使用する従業員が 20 人（商業又はサービス業では、5 人）以下の事業者
【内容】 新商品の開発・生産、新たな販売方法の導入、新サービスの提供等の取組み支援
【補助上限】 200 万円 【補助率】 2/3

◎地域需要創造型等起業・創業促進補助金

【対象】 起業・創業、第二創業を行う個人、中小企業、小規模事業者
【内容】 考案された事業計画に対し、計画の実施に要する費用の一部を助成します。
【補助率】 2/3

融資（日本政策金融公庫）／保証制度（愛知県信用保証協会）

◎中小企業経営力強化資金

【対象】 創業、経営多角化、事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業、小規模事業者
【内容】 設備資金及び運転資金
7,200 万円（運転資金 4,800 万円）
※1,500 万円以内であれば無担保、無保証人
【貸付利率】 基準利率マイナス 0.4%
【貸付期間】 15 年以内（設備資金）、
7 年以内（運転資金）
※《中小企業事業》7.2 億円（運転資金 2.5 億円）

◎経営環境変化資金（セーフティネット貸付）

【対象】 社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少するなど、業況が悪化している方 ※詳細はお問い合わせください。
【内容】 設備資金及び運転資金 4,800 万円
【貸付利率】 基準利率マイナス 0.4%
※雇用の維持拡大を図る場合は最大で基準利率からマイナス 0.6%となります。
【貸付期間】 15 年以内（設備資金）、
8 年以内（運転資金）
※《中小企業事業》7.2 億円

◎中小企業経営力基盤支援事業

＜リレーションシップ・バンキング等に係る

中小企業の信用保証料の引き下げ＞

中小企業が事業計画の策定などの経営改善に取り組む場合、

信用保証協会の保証料を減免（概ねマイナス 0.2%）します。

経営改善計画策定支援

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の皆さまが、自ら経営改善計画等を策定することはなかなか手間がかかり、難しいものです。そこで経営改善計画などの策定をお手伝いし、実行性の高い経営改善を支援いたします。

◆◆お申し込み、お問い合わせ◆◆岡崎商工会議所・中小企業相談所 TEL:0564-53-6500